

花巻市監査委員告示第10号

平成28年7月21日付け花巻市監査委員告示第8号をもって公表した平成28年度第2回定期監査結果について、市長から措置を講じた旨通知されたので、地方自治法第199条第12項の規定により別紙のとおり公表する。

平成28年8月9日

花巻市監査委員 中村 初彦
同 戸來 喜美雄

(別紙)

平成28年度第2回定期監査結果内訳書（措置状況報告書） No.1

| 整理番号 | 所管課（機関）名 | 監査結果（指摘事項の内容） | 監査結果に基づき講じた措置 |
|------|-------------|---|--|
| 1 | 財務部 資産税課 | 時間外勤務等記録簿で取消になっていた時間外勤務命令の事案があった。 このようなことのないよう、適切な事務処理に努められたい。 | 時間外勤務にあたっては、予算の執行管理を徹底し、今後このようなことのないよう、適切な事務処理に努めてまいります。 |

| 整理番号 | 所管課（機関）名 | 監査結果（注意事項の内容） | 監査結果に基づき講じた措置 |
|------|----------------|--|--|
| 2 | 市民生活部 生活環境課 | 公用車管理業務において、私的使用の事案があった。 このようなことのないよう、適切な事務処理に努められたい。 | 公用車の使用について、職員に対して公務以外には使用しないことを改めて指導するとともに、運転命令にあつては事前に用務を確認したうえで使用させるものとする。 |